平成２８年（フ）第２１３９号
東京都墨田区向島５丁目48－８
債務者　長島　　博
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７４２号
横浜市栄区小菅ケ谷４丁目16番14―403号
債務者　山口　弘之
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２号
釧路市新富士町４丁目８番９号　マンション英Ａ　Ｄ号室
債務者　壬生美由紀（旧姓畠中）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第６７号
北海道厚岸郡厚岸町門静１丁目273番地
債務者　矢野　恭子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１７９８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田499番地１　ベンタナヒルズ篠栗16号館502号室　光志興産（有）内、住民票上の住所福岡県嘉麻市牛隈1431番地１
破産者　池田　澄子
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１７号
福岡市西区内浜１丁目14番１―205号
破産者　阿部　祥子
1　決定年月日　平成28年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３１１号
大阪府東大阪市渋川町１丁目９番10号　フレーシア布施203号、破産手続開始決定時の住所福岡県筑紫野市湯町２丁目３番１―406号
破産者　原田　大志
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７５６号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4336番地６　フレグランス美久里Ｃ―102号
破産者　内田　耕一
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８００号
福岡市南区的場１丁目16番10号、前住所福岡市城南区長尾１丁目４番９号
破産者　梅木　栄浩
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５１号
福岡市早良区原４丁目23番６―503号
破産者　冨永ゆかり
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７９号
福岡市博多区博多駅南３丁目22番15―105号
破産者　京谷　　信
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３０号
福岡市南区高宮４丁目21番20―308号
破産者　財津　英樹
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４０号
福岡県春日市大和町４丁目12番地　スカイハイツ宝101号
破産者　凌　　照子
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０号
相模原市緑区下九沢2910番地１
破産者　中山　夏樹（旧姓小林）
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３６号
相模原市緑区西橋本２丁目18番３号　ベルタール橋本303
破産者　古川　静代
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３１３号
金沢市長田２丁目13番23号、従前の住所京都市下京区御幸町通五条上る安土町617番地
破産者　清水　達也
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２９７号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目20番22号メゾンドール南里103号、破産手続開始決定時の住所福岡市西区西の丘２丁目３番１―223号
破産者　西田　浩晃
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部